

## 議案第46号

### 佐野地区衛生施設組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合同規約を次のとおり変更することを栃木市と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

### 佐野地区衛生施設組合同規約の一部を改正する規約

佐野地区衛生施設組合同規約（昭和36年栃木県指令地第454号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1章を加える。

#### 第5章 解散に伴う事務の承継

（解散に伴う事務の承継）

第15条 組合の解散に伴う事務の承継については、組織市の協議によりこれを定める。

#### 附 則

この規約は、栃木県知事の許可のあった日から施行する。

## 理 由

佐野地区衛生施設組合同規約に解散に伴う事務の承継についての規定を加えることについて栃木市と協議したいので提案するものです。

## 参 考

### 地方自治法抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（省略）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府

県知事の許可を受けなければならない。 …省 略…

2 …省 略…

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(省略)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第46号参考資料

佐野地区衛生施設組合同規約の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	第5章 <u>解散に伴う事務の承継</u> <u>(解散に伴う事務の承継)</u> 第15条 <u>組合の解散に伴う事務の承継については、組織市の協議によりこれを定める。</u>